

意見書案第4号

トリチウム等を含む処理水の処分方法について再検討を求める意見書の提出
について

上記の議案を別紙のとおり花巻市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
する。

令和3年6月25日

花巻市議会議長 小原雅道 様

提出者 花巻市議会議員 照井 省三

賛成者 花巻市議会議員 鎌田 幸也

同 照井 明子

トリチウム等を含む処理水の処分方法について再検討を求める意見書

政府は、本年4月13日関係閣僚等会議を開催し、東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されている放射性物質トリチウム等を含む処理水(A L P S 処理水)について、海洋放出とする方針を正式決定した。

政府と東京電力は、2015年8月に漁業関係者と「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と約束しているにもかかわらず、相互理解がなされていない現状において、処分方針が決定されたことは、漁業を基幹産業としている福島県をはじめ本県や全国の漁業者及び被災地の人々の思いを踏みにじるものである。

実際に海洋放出が行われた場合、自然環境への影響も懸念され、サケやサンマ、イカといった基幹魚種の不漁、コロナ禍での販路喪失、復興途上にある本県の水産業に多大な影響を与えることは容易に想像されるものである。

処理水の処分を進めるにあたり、本県をはじめ東北の復興の円滑な進捗を阻害する問題の発生や新たな風評を助長するようなことがあってはならない。

よって、政府においては、次の事項について対策を講じるよう強く要望する。

- 1 処理水の処分方法については、漁業関係者など関係する全ての方の理解を受けた上で、改めて決定すること。
- 2 処理水は当面、陸上保管を継続し、諸課題の解決に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年7月1日

提出先

内閣総理大臣

経済産業大臣

農林水産大臣

環境大臣

復興大臣

花巻市議会議長 小 原 雅 道